

東部健康福祉センターだより

～誰もが心身ともに健やかに暮らせる地域のために～

<第28号(平成25年5月24日(金)発行)>

静岡県東部健康福祉センター(東部保健所)発行

〒410-8543 沼津市高島本町1番地の3

(電話)055-920-2075 (FAX)055-920-2191

静岡県東部健康福祉センター

検索

静岡県ひきこもり支援センターが開所しました!

平成25年4月8日静岡県精神保健福祉センターにひきこもり支援センターが開所しました。

ひきこもりに悩んでいる本人及び家族からの相談に応じるとともに、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関への連携調整や、必要に応じて訪問支援を行います。

ひきこもり支援コーディネーターと職員とで対応します。東部健康福祉センターにはサテライトとして2名のコーディネーターが配置され、東部地域(賀茂、熱海、東部、御殿場、富士各健康福祉センター管内)を担当します。

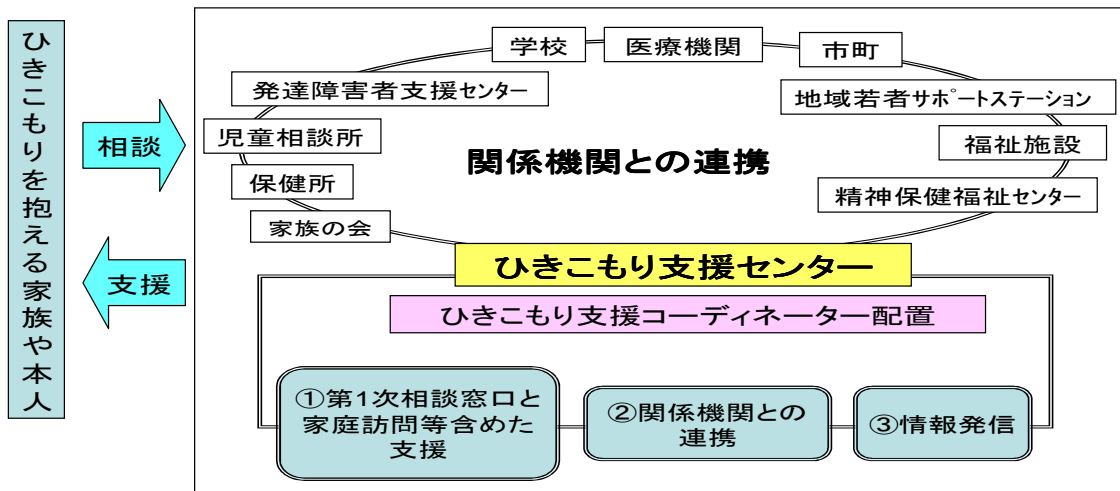
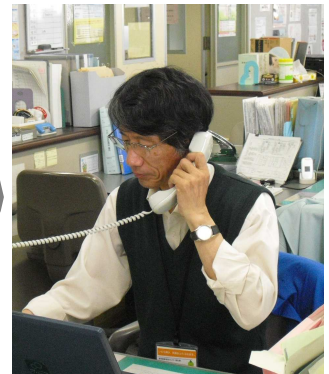
まずは、一括相談窓口にご相談ください

◎設置場所 静岡県精神保健福祉センター(静岡市駿河区有明町2-20)

◎専用電話 054-286-9219

- ◎役割
- ①第一次相談窓口を一元化し、潜在的なひきこもりへの対応を強化し、適切な支援機関に引き継ぐ
 - ②直接家庭を訪問し、本人の社会活動に向けて支援する。
 - ③関係機関による連絡協議会を設置し、連携して支援する体制を整備する。
 - ④ひきこもり問題の普及啓発等。

ひきこもりとは、様々な要因によって、就労や就学、友人との交流などの社会参加の場が狭まり、自宅以外での生活の場が長期に失われている状態を示します。ひきこもり状態になる原因は様々で、精神疾患が影響している場合もあれば、取り立てて要因といえるものが見つからない場合もあります。



【お問い合わせ】 福祉課 (電話)055-920-2087 (FAX)055-920-2114

6/1~6/7は「HIV検査普及週間」です

～悩む前にまず相談～

日本では、1日に約4人のHIV(エイズの原因ウイルス)感染が確認されており、先進国の中で唯一、HIV感染者・エイズ患者数が増えています。また、診断時に既にエイズを発症している人も多いのが現状です。エイズは**早期発見・早期治療**によって、**発症を抑えたり、遅らせたり**することができます。東部保健所ではHIV検査普及週間に合わせて、**特別夜間検査(平成 25 年 6 月 18 日)**と**街頭キャンペーン(平成 25 年 6 月 4 日 三島駅周辺)**を行います。

◆6~8月のHIV検査日程			は夜間検査、●はクラミジア・淋菌、*はC型肝炎も併せて実施		
【 6月 】	【 7月 】	【 8月 】	【 6月 】	【 7月 】	【 8月 】
● 4日(火) 17:00~19:45	2日(火) 17:00~19:45	● 6日(火) 17:00~19:45	● 4日(火) 17:00~19:45	2日(火) 17:00~19:45	● 6日(火) 17:00~19:45
*11日(火) 9:00~11:30	* 9日(火) 9:00~11:30	*13日(火) 9:00~11:30	*11日(火) 9:00~11:30	* 9日(火) 9:00~11:30	*13日(火) 9:00~11:30
●18日(火) 17:00~19:45	16日(火) 13:00~15:30	20日(火) 13:00~15:30	●18日(火) 17:00~19:45	16日(火) 13:00~15:30	20日(火) 13:00~15:30
*26日(水) 9:00~11:30	*24日(水) 9:00~11:30	*28日(水) 9:00~11:30	*26日(水) 9:00~11:30	*24日(水) 9:00~11:30	*28日(水) 9:00~11:30

【場所】：東部保健所（静岡県東部総合庁舎 2階）

- ・ 事前に電話での予約をお願いします。
- ・ 感染の心配があってから、3ヶ月以上経ってからの検査をお勧めします。
- ・ HIV検査と同時に、**B型肝炎検査、梅毒検査** も受けられます。
- ・ 検査は感染の心当たりがある方に対して**無料**で実施します。結果は、採血の約**1時間半**後にお伝えします。(クラミジア・淋菌検査は尿検査で、結果は約**2週間**後に郵送します。)

【お問い合わせ・検査予約】地域医療課（電話）055-920-2109（FAX）055-920-2194

ゆずりあい駐車場制度を始めました

県では、平成25年2月から身体障害者、知的障害者、精神障害者、要介護高齢者、難病患者で歩行が困難な方や妊産婦で一時的に歩行が困難な方が、車いす駐車場等を利用し易くするために「ゆずりあい駐車場利用証」の交付を行っています。

- 1 対象となる方：身体障害者手帳等をお持ちで、現に歩行が困難な状態にある方
※手帳の等級などに一定の条件があります。
- 2 交付の窓口：東部健康福祉センター福祉課(お住まいの市役所、町役場でも交付可能です。)



＜車いす常時利用者用＞
←(表面・赤色)

＜歩行が困難な方＞
(表面・緑色)→



この取組には、県民の皆さんの一人ひとりの「ゆずりあい」の心が欠かせません。

歩行が困難な方が利用しやすい駐車場になるよう、御協力をお願いします。

制度の詳細は、県ホームページで御確認ください。

静岡県 ゆずりあい駐車場

検索

【お問い合わせ】福祉課（電話）055-920-2075（FAX）055-920-2191